

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

株式会社 マリノ
(派 14-301833)

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

1. 対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. マージン率等

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 派遣労働者数 | 24 名 |
| ② マージン率 | 24.6% |
| ③ 1 日（8 時間あたり）の労働者派遣料金の平均額 | 31,581 円 |
| ④ 1 日（8 時間あたり）の派遣労働者の平均賃金 | 23,841 円 |

マージンに含まれる費用

- ・ 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分）
- ・ 有給休暇負担費（年次有給休暇、夏季休暇、年末年始休暇取得時にかかる賃金）
- ・ 退職積立金、各種障害保険料等
- ・ 販売管理費（拠点維持費用、研修費用、人材募集費用、就業管理費用、営業費用など）
- ・ 営業利益（上記費用を差し引いた利益）

3. 教育訓練に関する事項

- ・ 情報セキュリティに関する集合研修
- ・ 新入社員研修／OJT 研修
- ・ ストレスチェックの実施
- ・ 各種ビジネススキル研修／マネジメント研修
- ・ フィードバック面談
- ・ 各種資格取得支援の実施